

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

目次

○福島県監査委員  
監査公表四件

## 福島県監査委員

### 監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

令和3年8月20日

福島県監査委員 星 公正  
 福島県監査委員 佐久間 俊男  
 福島県監査委員 佐竹 浩和  
 福島県監査委員 高橋 宏

#### 1. 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

#### 2. 監査等の種類

財務監査

#### 3. 監査等の対象及び実施内容

##### (1) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
内水面水産試験場	令和元年度 令和2年度	令和3年6月15日	星 公正	佐竹 浩	実地監査
南会津農林事務所	令和2年度	令和3年7月15日	星 公正	佐竹 浩	実地監査

##### (2) 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
南会津建設事務所	令和2年度	令和3年7月16日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査

(3) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
西会津高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年6月9日	佐久間俊男	高橋 宏和	書面監査
原町高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年6月9日	佐久間俊男	高橋 宏和	書面監査
教育センター	令和2年度	令和3年6月11日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
南会津高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年6月16日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
只見高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年6月16日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
小高産業技術高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年6月17日	星 公正	佐竹 浩	実地監査
修明高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年6月18日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
たむら支援学校	令和元年度 令和2年度	令和3年7月8日	星 公正	佐竹 浩	実地監査
郡山北工業高等学校	令和元年度 令和2年度	令和3年7月16日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査

(4) 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
いわき中央警察署	令和2年度	令和3年6月9日	星 公正	佐竹 浩	書面監査
福島北警察署	令和元年度 令和2年度	令和3年6月11日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査
会津若松警察署	令和2年度	令和3年6月15日	星 公正	佐竹 浩	実地監査
白河警察署	令和元年度 令和2年度	令和3年6月18日	佐久間俊男	高橋 宏和	実地監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

5 監査等の結果

(1) 農林水産部

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(2) 土木部

監査した結果、次の1件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
南会津建設事務所	・昨年度の定期監査において、前渡資金による公共料金の事務手続について適正を欠いているため改善を求めたが、支払残金の精算を7日以内に行っていないもの及び水道料金2件について前渡資金口座への支出命令を失念しているものがある。

(3) 教育委員会

ア 監査した結果、次の1件の指摘事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
原町高等学校	<p>報酬、報償費及び旅費の支払いについて、牽制体制が機能しておらず、事務手続に著しく適正を欠いたため、支出事務に重大な影響を与えたものがある。</p> <p>(事実)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和元年5月分から同年11月分までの部活動指導員Aの報酬429,339円について、翌月の定められた日に支払うべきところ、同年12月13日に支払っている。</li> <li>2 進路講演会、福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成トップリーダー研修会及び特別講習会の講師に対する報償費及び旅費について、3か月以上遅延して支払っている。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 進路講演会 <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日 平成31年4月27日</li> <li>支払日 令和2年1月16日</li> <li>報償費額 28,100円</li> <li>旅費額 5,240円</li> </ul> </li> <li>(2) 福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成トップリーダー研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日 令和元年8月6日及び同月7日</li> <li>支払日 令和2年1月10日</li> <li>報償費額 40,000円 (20,000円×2日)</li> <li>旅費額 2,300円</li> </ul> </li> <li>(3) 特別講習会 <ul style="list-style-type: none"> <li>開催日 令和元年8月17日</li> <li>支払日 令和2年1月16日</li> <li>報償費額 160,000円 (20,000円×8講座)</li> <li>旅費額 44,280円 (19,480円、19,560円、5,240円)</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> <p>(是正又は改善の意見) 報酬、報償費及び旅費の支出に当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。</p>

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(4) 公安委員会

ア 監査した結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
福島北警察署	<p>機械設備保全管理業務委託契約において、予定価格が随意契約ができる限度額100万円を超えているにもかかわらず、特段の理由がない中、随意契約により契約している。</p>

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)